

「光徳公園他トイレ小便器修繕」仕様書

(担当:相倉、森山 TEL075-691-3158)

1 件名

光徳公園他トイレ小便器修繕

2 目的及び概要

本市が管理する光徳公園及び久世橋東詰公園において、トイレの小便器を修繕するものである。

3 期間

令和8年8月31日まで

4 場所

京都市下京区中堂寺命婦町他地内

5 範囲

【別紙1～5】位置図及び現況写真の赤線部分

6 内容

以下のトイレ小便器の修繕を行う。

- ・光徳公園のトイレの小便器2基を改修修繕する。
 - ・久世橋東詰公園(南区吉祥院石原西ノ開町地内)のトイレの小便器1基を取換え修繕する。
- ※1 設置する小便器等の詳細は【別紙3】及び【別紙5】を参照。
※2 受注者は設置位置等について監督職員と協議、確認すること。

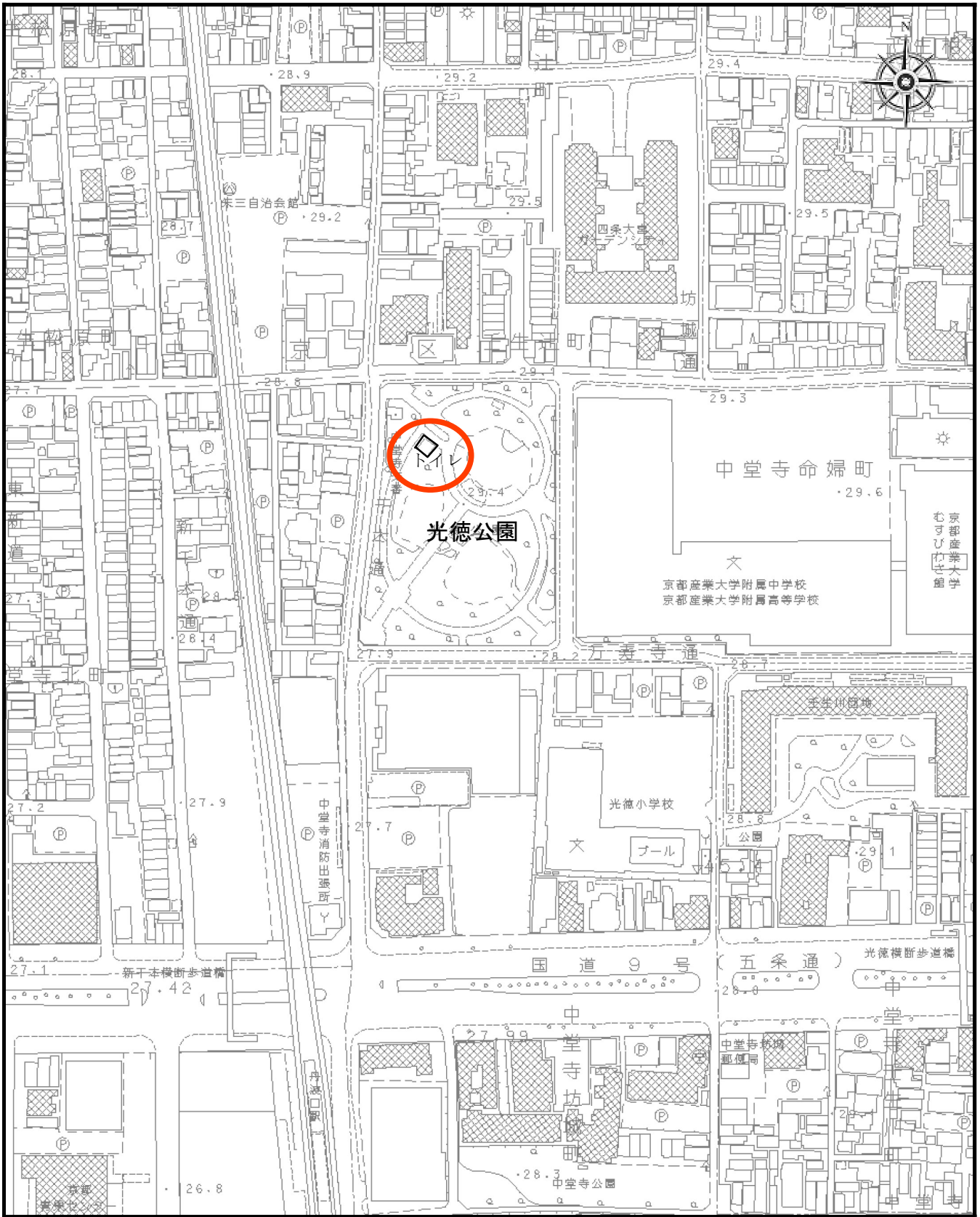
7 支払条件

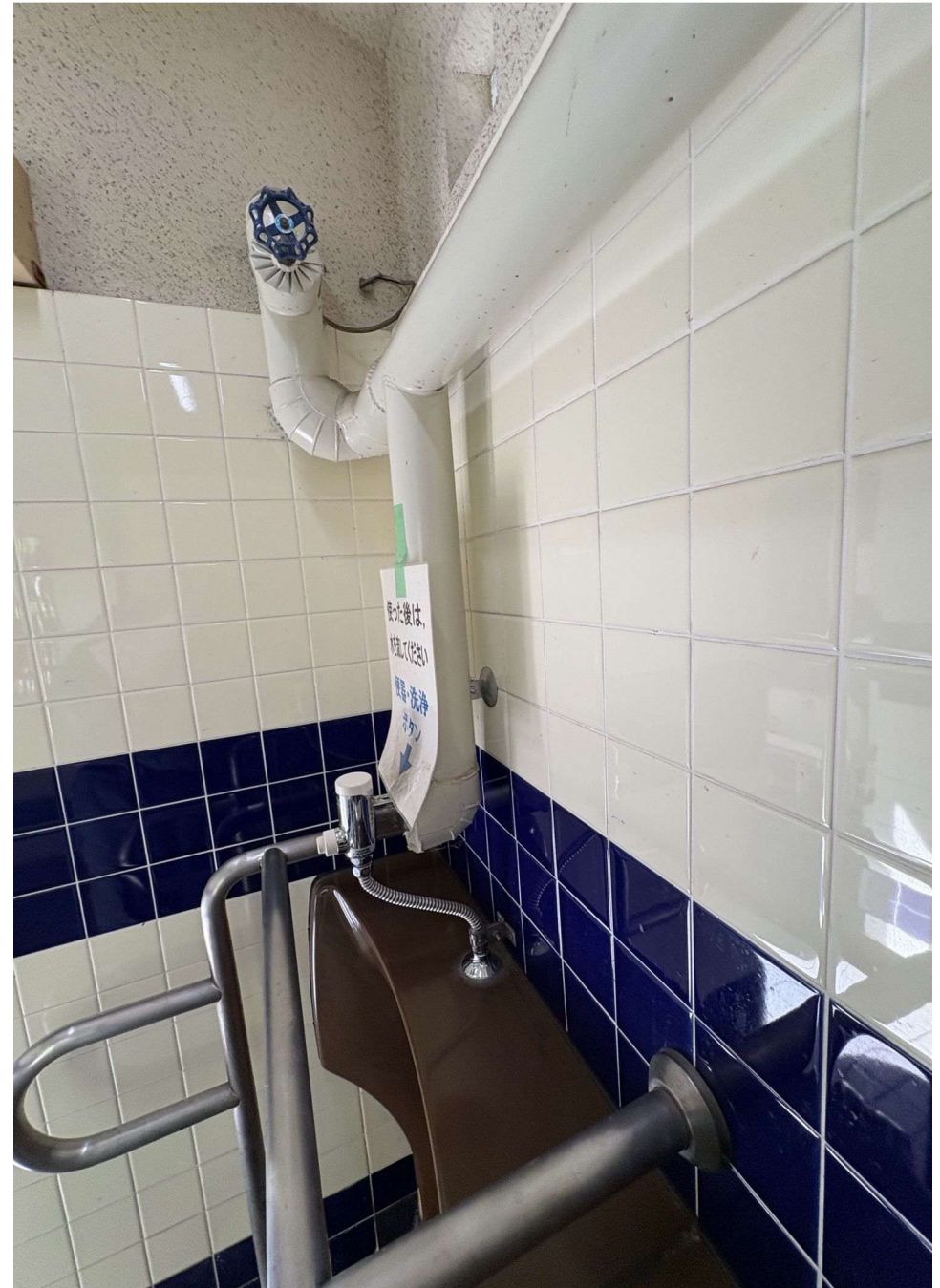
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 公園利用者等に十分配慮し、問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。作業実施の1週間前までには予告看板(ラミネート等)を設置すること。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 便器の設置位置については、空間をより有効に利用できるよう考慮すること。
- 小便器改修の支障となるものを撤去し、撤去跡は目立たないように補修または現状復旧をすること。
- 光徳公園のプラストールトイレの洗浄ノズルは、返却すること。
- 現地の給水管設備の構造を確認し、必要に応じて現状復旧を行うこと。特に、便器周辺に水が溜まらないように、排水勾配を十分に確認のうえ、床の復旧を行うこと。
- 施工時期は監督職員と協議し、着手すること。本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合、その他問題が生じた場合は別途協議し、指示に従うこと。

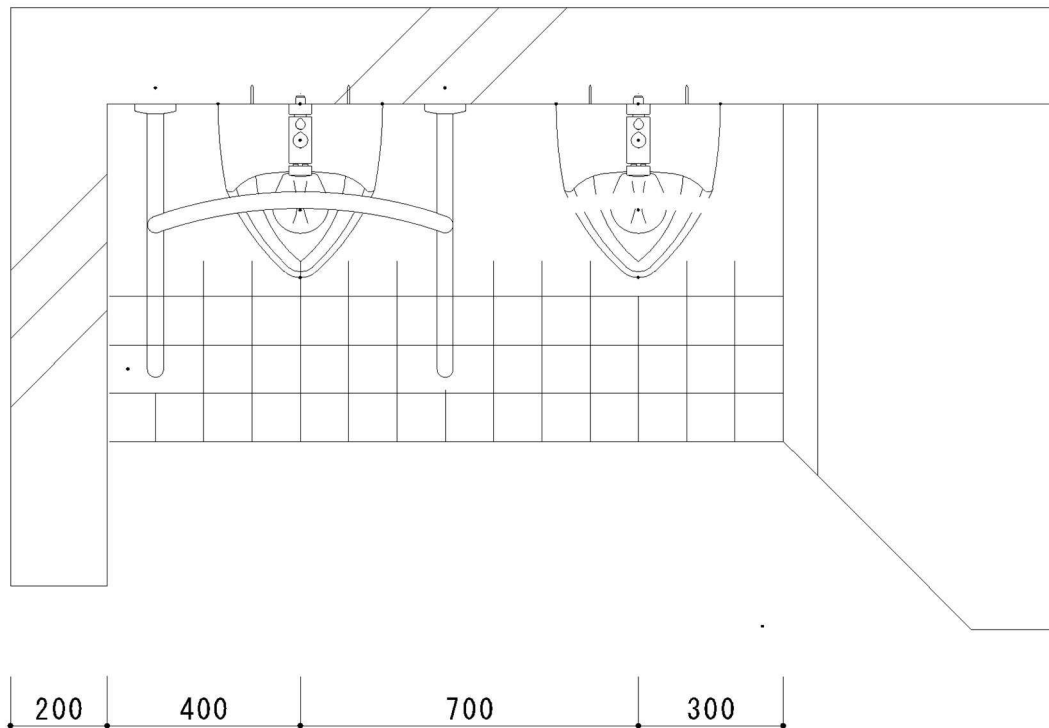
光徳公園トイレ



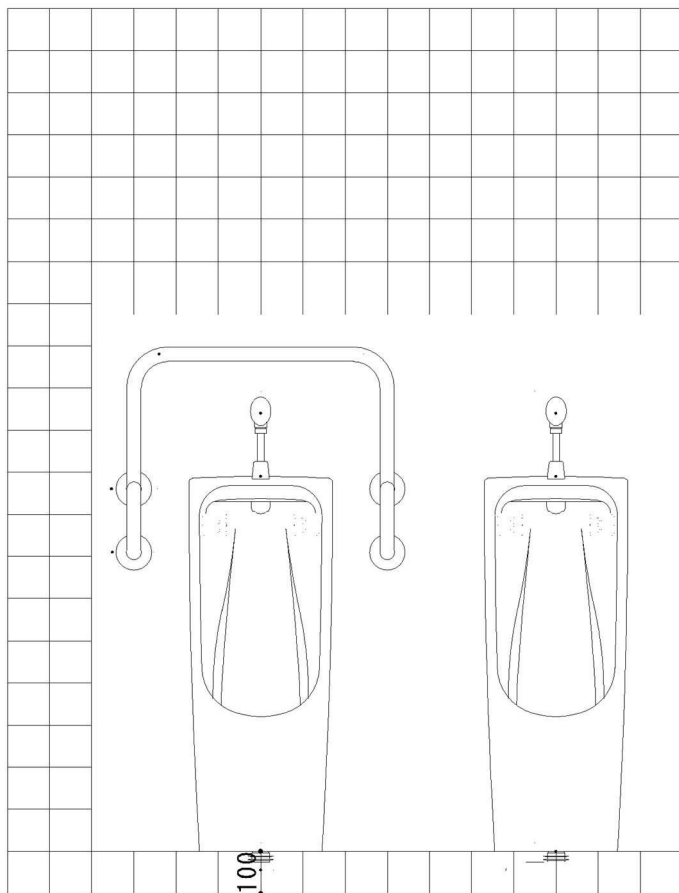


平面図及び構造図

平面図



構造図

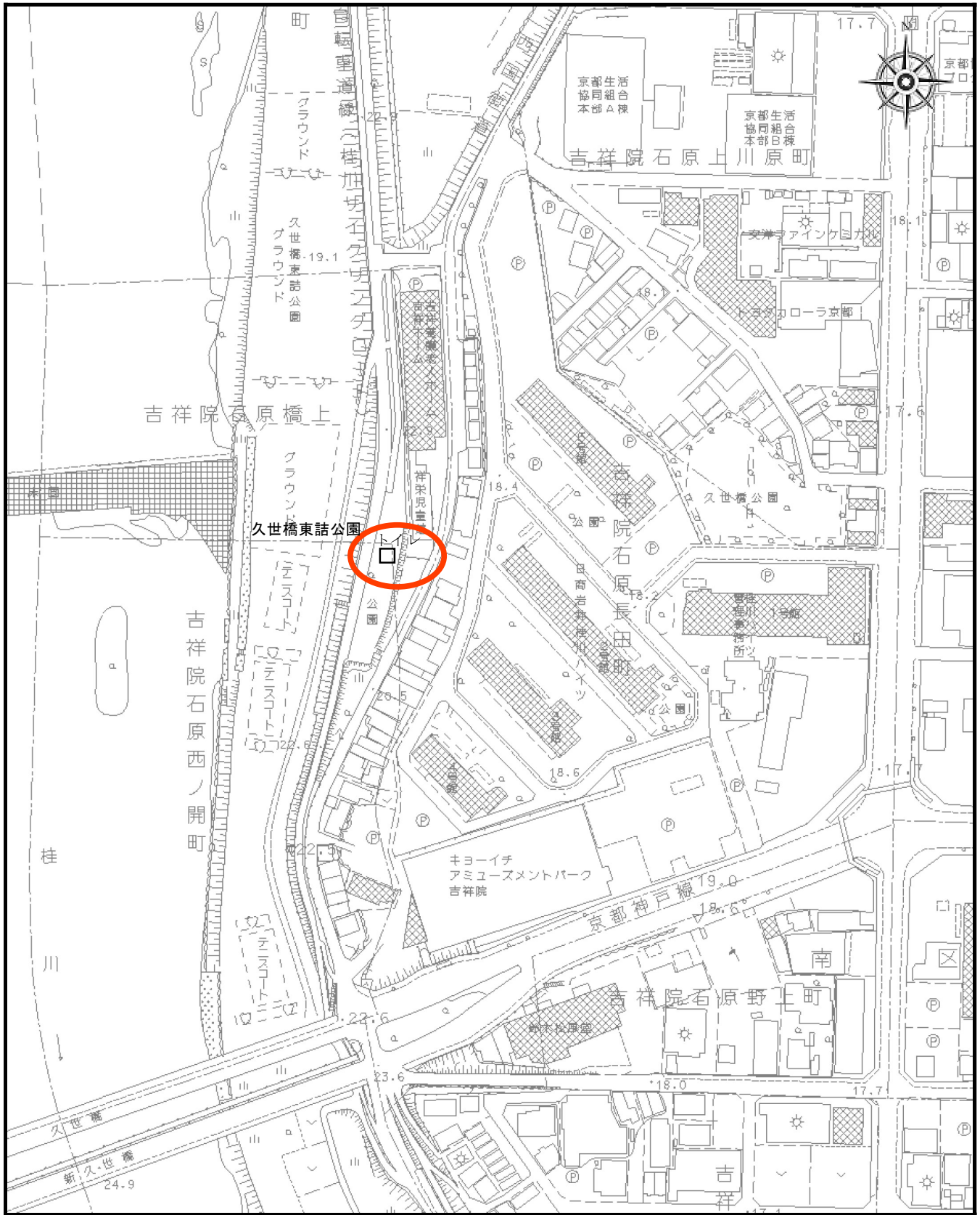


仕様

- 小便器：UFH508CR
- 小便器フラッシュバルブ：TG600PL
- 小便器用手摺：T113BU22
- タイル復旧
- ※上記のものと同等級品以上とする。
- ※給水、排水管接続など関連部品1式

久世橋東詰公園

【別紙4】





修繕

仕様

小便器1式：U4JSET

ボード復旧

※上記のものと同等品以上とする。

